

第7回明石市住民投票条例検討委員会 会議録

日 時	平成26年4月25日（金）午前9時から午前12時まで
場 所	明石市役所議会棟2階 大会議室
出席者	委員 角松生史会長、久保はるか副会長、澤田瑞穎委員、丸谷聰子委員、杉本智子委員、高原知子委員、木村政司委員、松本誠委員、林芳樹委員
	市 森本哲雄総務部長、小川悦司総務部次長（住民投票担当）、根兵正邦法務課長、新田守法務課係長、森太郎法務課事務職員
傍聴者	6名
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回検討委員会での主な意見 ・「中間まとめ」についての意見募集結果の取扱い等について ・個別論点の検討 ・今後のスケジュールについて
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 検討委員会での主な意見 ・資料2 住民投票条例の検討項目と論点について ・資料3 「中間まとめ」についての意見募集結果について ・資料4 若者の意見について ・資料5 「住民投票の請求資格及び投票資格」について ・資料6 「住民発議に要する署名数の要件」について ・資料7 「投票成立要件」について 添付資料（会長案） ・資料8 「意見表明方法（投票資格者以外の住民の意思の把握）」について ・資料9 「投票後の住民投票条例の評価や条例の見直し」について ・資料10 「第三者委員会の設置」について 添付資料（会長メモ） ・資料11 今後の検討委員会の開催スケジュールについて ・当日配付資料 全国の常設型住民投票条例の制定状況集計結果（52団体） ・当日配付資料 答申から市議会への条例提案までのスケジュール（案）
事務局	明石市総務部法務課

※ 委員の発言は、委員が所属する団体等の立場を反映するものではなく、委員個人としての意見です。

開 会

【事務局】

ただ今から、第7回明石市民投票条例検討委員会を開催させていただきます。

本日は、船津委員から欠席の連絡を受けております。

(本日の会議資料について確認)

それでは、角松会長、議事の進行をどうぞよろしくお願ひいたします。

【会議次第1】 第6回検討委員会での主な意見

【角松会長】

おはようございます。委員会もかなり大詰めに差しかかってまいりました。

本日は、かなり重要な論点も入っておりますが、残された論点について、前回に引き続き、検討案や事務局案をたたき台にしながら検討を進めてまいりたいと思います。

それでは次第の1「第6回検討委員会での主な意見」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「第6回検討委員会での主な意見」について、1ページの資料1、29ページの資料2により説明

【角松会長】

この点について何かご意見等はございますか。

【各委員】

(意見等なし)

【会議次第2】 「中間まとめ」についての意見募集結果の取扱い等について

【角松会長】

それでは次第2「「中間まとめ」についての意見募集結果の取扱い等について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

38ページの資料3「「中間まとめ」についての意見募集結果について」説明

(答申から市議会への条例提案までのスケジュール(案)の資料を配付)

答申案に対するパブコメは行わないこととしたい旨を説明

【角松会長】

前回議論になった点ですが、「中間まとめ」へのご意見に対して、こちらの考え方を返す上で、検討中のものについては検討中であるとしかお答えできないということがあり、それはご意見に対して検討委員会として責任を果たすことにならないのではないか。そうであれば答申案に対してパブコメをするべきではないかというのが、松本委員からのご提案でした。

今回、事務局で日程を検討いただきまして、この日程からすると、最終的な答申案に対してパブコメをやるのはなかなか困難ではないかということかと思います。

その上で、中間まとめの段階でいただいたご意見に対しては、責任を持ってお答えしなければなりませんので、最終的な方向性が固まった段階で、いただいたご意見に対して検討委員会としての考え方を説明する。また、今日の段階までは、今日議論して方向性が固まることについては、お答えするという形で、ホームページでそれを公表していく。あとは最終的な段階で、中間まとめの段階でいただいたご意見に対して、検討委員会の考え方を説明するという手順でやらせていただけないかという提案です。

もちろん申し上げるまでもないことかと思いますが、市民の皆さんからいただいたご意見ですので、これから方向性を考えていくに当たり、この議論の中で積極的に参考いただければと思います。その趣旨で、このパブコメのいただいたご意見というのは、これから委員会において毎回参考資料として提示をさせていただければと考えております。

【松本委員】

今、配布された参考資料のスケジュールに関して、少し質問をします。

1つ目は、市長に答申という日程が別に入っていますが、6月6日の第8回検討委員会で、最終的に答申案を承認することになるのかどうかということです。

2つ目は、8月1日に答申内容を掲載するということですが、答申内容について、答申に対するパブコメを行う場合であれば答申の概要ではなくて答申そのものが明示されて、それに対する意見を求めるということになるわけですが、答申に対するパブコメは行わないということで、8月に議会に条例素案を報告し、9月に条例（案）を報告するとあり、8月から9月の間に素案から案になっているのですが、この間に何が行われてなぜ素案が案になるのか、どこで素案が案になるのかというところを、もう少し補足していただきたいということです。

3つ目は、広報あかしに答申内容を掲載するというのは、検討内容の中間報告以降まとまってきた重要な論点については、かなり詳細な内容は掲載されるのかどうか。言い換えれば、例えば中間まとめの場合と同様、あるいは市議会が昨年、議会基本条例の骨子案を4ページで配布したと同じようなボリュームの内容をきちんと市民に明示するということをお考えなのかどうか。

4つ目は、議会に対して答申内容と条例素案を報告する。パブコメは、条例（案）を提示して、それについての意見を求めるけれども、条例（案）のベースになったのは答申の内容ですから、しかもそれがほとんど時間的な経過では

同じころに出されているわけですから、このパブコメは当然、市民の側から見れば条例（案）に対しての意見を出すということになりますが、あわせて答申についての意見も出てくる、あるいは出してもいいのかというところが少し迷うと思います。条例（案）に対するパブコメであるけれども、答申内容についても意見があればいただきたいというふうな扱いが可能なのかどうか、あるいはそのように考えておられるのかどうかについてお聞きします。

【角松会長】

委員会の部分については私が、後者の部分については事務局でお願いできればと思います。

第1点目の委員会のスケジュールの件についてですが、事務局の方とも打ち合わせをさせていただいております。本日、ほとんど全ての論点、中には意見が大きく分かれていた論点も含めて審議をいたします。今日中に皆さんのお意見がまとまって一定の方向性が見えたということであれば、第8回に答申の細かい点を練り合わせというところまでいくだろうと思います。

ただ、もう少し議論が必要だということになった場合は、大変申しわけありませんが、もう一回の委員会の開催をお願いせざるを得ないのではないかと思っているところです。そういうスケジュールだということでお願いできればと思います。

【事務局】

市議会のスケジュールの中で、まず1点目、8月に議会の委員会に答申内容と条例素案を報告して、9月に条例（案）を報告する。条例素案から条例（案）に何が変わらるのかというご意見だと思います。

まず、7月に答申をいただきまして、その内容と条例素案といいますか条例の要素の部分を、8月に報告をさせていただきたい。次の段階で9月の委員会には、今度は条文にした形での条例（案）として報告いたしまして、その内容で9月から10月にかけまして、その条例（案）のパブコメをさせていただきたいと考えております。

8月1日の広報紙でございますが、内容的には答申の一字一句全部というのはなかなか難しいと思いますので、その答申内容の主な論点になっているところの内容をお伝えするという形になろうかと思います。検討の状況を全部載せるのはなかなか難しいと思いますし、ご覧いただく方にもわかりづらいと思いますので、わかりやすく答申の主な内容、特に検討が必要な論点あたりを中心に掲載をさせていただけたらと思っております。

9月から10月の条例（案）のパブコメですが、これは答申を検討委員会からいただきまして、それを踏まえて市の方で条例（案）を作成した内容につきまして、ご意見をいただこうとするものでございます。その段階では答申を踏まえ、尊重してという形になりますので、答申の内容についてのパブコメということではなくて、それを踏まえた条例（案）についてのパブコメ、ご意見をいただきたいということでございます。

【角松会長】

最後の点ですが、想定としては答申の内容と条例案というのは、大きく食い

違うことはないだろうというのが前提になるだろうとは思います。ただ、もし何らかの違いが出てきた場合、例えば答申はよかつたけれど条例はだめだ、あるいは答申はだめだったけれど条例でよくなつたというような意見が出されること、その意味で答申に触れることというのは、当然ながら考えられることではないかと思います。あとは、くい違いというわけではないけれども、答申に盛り込まれていた、こういう考え方がいかがなものかというような趣旨の意見も出てくるだろうと思います。

その意味で、答申内容に対してご意見が出ることは排除できない、するべきものでもないだろうと考えるわけですけれども、一番違いがあるのは、それに対するお答えする主体です。委員会としてのお答えをすることというのは、条例へのパブコメの段階ではできない。市にお答えを任すことになるというのが、一番の違いかと思います。

【松本委員】

概ね理解しましたが、もう少しお聞きしておきたいのは、先ほどの広報あかしの掲載についてです。私は、両論併記みたいな形の答申というのはないだろうと思っています。答申というのはこのような条例をつくりなさいというものなので、主な論点について、特に検討が必要な事項を説明するというのではなくて、内容を説明する必要があると思います。

問題はボリュームだと思います。例えば1ページのタブロイド、1ページのペラでおさめてしまうのか、4ページ分ぐらいのものをつくるのか。4ページと言っても、中間まとめの例を見れば、1ページあるいは2ページ近くはパブコメの提出用紙みたいな形になっていましたから、正味は2ページちょっとというぐらいでしたが、どれぐらいの内容で市民に周知するのかというところがポイントになるので、今の時点で広報あかしの折り込みのページ数について、どの程度を考えておられるのかが1点。

もう1点は、8月から9月にかけての答申、条例素案、条例（案）という3つの関係ですが、例えば自治基本条例のときは、答申を行ってから条例（案）がパブコメされるまで半年ぐらいあったと思います。半年というのは非常に長過ぎたという感じはしますが、それにしてもこれだけ近接した期間でというのもまた珍しい。市民から見ればほとんど同時に開示されたということになりますから、今、会長が補足されたように、当然答申にも触れざるを得ないだろう、触れる部分があるだろうと思います。それをあわせてパブコメの対象としてみなしていいのではないかということで良としますけれども、実質的には、答申と条例（案）のパブコメがほとんど同時ということについて、そのような市民への説明をすることによって、この近接したスケジュールの特殊性を理解してもらえるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【角松会長】

後者の点について、私の意見を申し上げさせていただければと思います。

答申と条例（案）が近接しているということで、パブコメの対象としては両者をあわせたようなものになるだろう。それに対して、先ほどお答えをするのが市にならざるを得ないだろうと申し上げたわけですが、その上で2つ、私が

らお願ひをさせていただければと思います。

1つは、形式的に言えば、条例（案）に対するものではなくて答申なので、この意見募集結果で本意見募集の対象ではありませんというふうに別枠にされることがあります。この場合はそのように扱うべきではないのではないか。答申に対する意見があってもそれは意見募集の対象に対する意見として扱うべきではないかというのが1点です。

2点目は、条例に対するパブコメでは、この委員会での議論を十分に参考した上での市の考え方を説明していただく。場合によっては、当委員会の委員であつた方々の意見などを聞きながら市の考えをおまとめいただくということを、お願いできればと思っております。

広報あかしの件についていかがでしょうか。

【事務局】

中間まとめの段階で広報紙に折り込みをさせていただきました。それは中間まとめについてのパブコメ、ご意見をいただきたいということもございましたし、その内容を皆様にお知らせをしないとご意見をいただけないという事情もございましたので、あのような形で別物として折り込みのものをつくらせていただきました。

最終の答申の内容につきましては、例えば、決まった内容を皆様にお知らせするということになりますので、事務局といたしまして現時点では、折り込み紙までは必要ないのではないか、通常の広報紙の中でお伝えするような形で、今後、広報担当課の方とも調整をさせていただけたらと思っています。

【角松会長】

よろしいですか。それでは結論といたしましては、答申のパブコメは実施しない。ただし、中間まとめでいただいたご意見についてきちんと説明責任を果たす。それから、条例（案）の段階でパブコメをし、その際には実質的には答申の内容に対してもご意見をいただけるような形をとるということでまとめさせていただければと思います。

それでは引き続きまして、資料4について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

54ページの資料4「若者の意見について」説明

【角松会長】

「若者の意見について」の資料について、ご意見等ございませんか。

ここで出たご意見は、随時審議の上でご参考にしていただければと思います。

【会議次第3】 個別論点の検討

それでは、次第3「個別論点の検討」に移らせていただきます。

資料5につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

71ページの資料の5「住民投票の請求資格及び投票資格」について説明

【角松会長】

この論点につきましては既に、早期の段階で皆さんのご意見をいただいておりますが、かなり意見の分かれもあった重要な論点でございます。本日は皆さんに自由に意見を出していただきながら、何とか本日中に方向性を出すことを目指して議論をしていきたいと思います。前回出された意見を維持される方、あるいは少し考えを変えられた方、いろいろいらっしゃると思いますけれども、活発なご議論をいただければと思います。

それから、もう最終的な答申案を見据えていく必要がございますが、資料2の29ページをごらんいただけますでしょうか。

資料2の29ページの最初の柱書きのところになお書きがございます。最終的には検討委員会としての結論を答申としてまとめることになるわけですが、その際の書きぶりといたしまして、この点についてはこういうメリットとこういうデメリットがあるが、全員一致で決めることになりましたというふうに書く場合が1つ目。

2つ目は、こういう少数意見もありましたが多数の意見を委員会の意見とさせていただきましたというふうに書く場合、これが2番目。

3つ目には、最後までかなり意見が分かれて両論あつたけれども多数決をとって何対何で決まりましたと書く場合。

この3つのケースがあり得るだらうと考えていますので、皆さん全員一致になつたときには必ずしもこういう必要はないわけですけれども、もし意見が分かれた場合はこういう3つの場合のパターンがあるのだということを踏まえ、方向性を見た段階で最終的にどういうふうな答申の表現をするのかということも含めて、最後のまとめの段階では改めてご相談をさせていただきたいと思っております。

それを踏まえまして、この投票資格の問題につきまして年齢要件、国籍要件についてご意見等をお願いいたします。

【杉本委員】

パブコメでは、国籍については日本国籍に限るというようなご意見もたくさんあったのですけれども、そういう考え方の方もこれは選挙権とは違うのだ、法的に拘束力のない住民投票の投票権なのだということでご理解いただけるのではないかと考えております。

国の法律については、ここだけではどうしようもない部分があると思うのですが、これは市がつくる条例で、市は、例えば人権啓発のパンフレットでは多文化共生社会をうたっておいて、こちらでは日本国籍だけというふうにすると、それも一貫性がないと考えます。実際の社会の情勢を見ながら、こういうところから変えていく時期にさしかかっているのではないかと思います。

年齢については、18歳以上がいいと思っているのですが、国民投票法の方でも4年間は20歳とかいろいろ言っていますけれど、法律そのものには18歳以上に権利があるということが書かれていますので、憲法について考えられるのであれば身近な市の問題についても考えられるだろう。この少子化の世の中のことを見て、投票させたらいいのではないかというのが私の考えです。

【高原委員】

私は少数派の意見だったと思うので、先に意見を述べさせていただきます。

まず年齢ですが、私は20歳以上としたのですが、事務局の参考資料で、全国の常設型住民投票条例の制定状況を見ると、20歳以上と18歳以上の割合は、大きく分ければ5割ずつ、外国人を、含めると含めないとの割合も、大きく分ければ5割ずつとなっていますが、この状況を踏まえて20歳以上とする考えです。

もちろん18歳以上の方でしっかりした意見を持たれている方もたくさんいらっしゃいますし、より多くの方に権利を与えた方がいいと思うのですが、資料3の「中間まとめについての意見募集結果について」を見ても20代の意見が出ていないこともあります。条例制定の段階から18歳以上で進めていくよりも、まずは20歳以上にして投票率を少しでも上げていくことを考えて進めていく方が大事だと思っています。

そして、外国人を含めるかに関しては、事務局に質問します。この中間まとめについての意見募集で、年齢は書かれていますが、日本人か外国人かは書かれていませんが、外国人の方の意見は出ているのでしょうか。パブコメで主張されている外国人の方もいらっしゃらなかつたように感じるのですが。

【事務局】

パブコメについて、外国人の方からご意見が出ているかということですが、国籍を書いていただく欄ではなく、名前の表記から明らかに外国人と思われるお名前の方はおられなかつたように記憶しています。

【林委員】

そもそも住民投票はという話になってしまいますが、どれだけ幅広く住んでいる方の意見を吸い上げて集約していくかという大きな入口のところは、年齢も国籍もできるだけ緩やかにして、たくさんの人の意見を集めるべきだという私の意見は変わりません。

18歳、20歳というのは、いろいろなところでメリット、デメリットが言われますけれども、私は73ページに記載されています岸和田の考え方と共に感をします。住民投票のテーマは、今後の市を考える上で、これから市を担うべき若い人たちにとっても大きなテーマだと思いますので、岸和田のように18歳以上にすべきです。

国籍も都合のいいときに市民だと言い、都合のいいときに住民だというような二重の基準ではなくて幅広く、そこに住んでいる永住資格者の方も含めて考えるということで、より幅広く対象にすべきだと思います。

【高原委員】

対象を下げていくのもいいと思いますが、今20歳代の意見が少ない中で18歳以上とした場合、その方々をどうやって投票に参加していただくか、興味を持つていただくかを重要に考えています。範囲を広げるのはいいと思うのですが、大切なところは投票に参加していただけるかどうかだと思います。順序としては、そのための政策を共に考えた上で年齢範囲を広げていくべきと思います。

【木村委員】

私は、基本的には、年齢は選挙権を持っている人と考えます。今の若者はしっかりしている、いろいろなことを自覚し、自立をし、そして責任感を持っているという声もあるうかと思うのですが、本当に責任ということを考えると成人、要するに選挙権を持っている人間の方がベターではないかと考えて、20歳以上にすべきではないかという意見を持っています。

国籍要項については、言うまでもなく定住外国人も認めていくべきではないかと考えています。

【松本委員】

これまでの議論で、年齢と外国人の扱いについては今、高原委員が少数意見ですがということを自分でおっしゃったけれども、確かにそんなに拮抗している意見の差ではなかったということが1つ。それを踏まえて、できれば20歳あるいは外国人を除外するというご意見の方は、もう少し根拠を全部上げていただきたいと思います。

私から1つ申し上げたいのは、年齢に関して言えば今、木村委員から選挙権に準じるというご意見がございましたが、憲法の国民投票の部分で既に公選法の改正をして4年以内に18歳にするということが進められており、時間の問題でそうなるということですから、選挙権ということを念頭におくとしても、既定路線となっているのですから、やはりいち早く18歳の対応をすべきだろうと思います。

高原委員のおっしゃった投票率が下がるからという考え方というのは、私はどうしても支持はできない。なぜならば、若い人の投票率が低いということに対して、どうするかというところが基本的に、きちんと的確な対応をされてないと私は常々思っております。

選挙管理委員会が常日ごろ行っている啓発、あのような形の啓発では無理だと思います。若い人に対する政治への関心、とりわけ地方行政への関心を高めるためには、地方自治への関心あるいはまちづくりについての関心を高める。

言いかえれば地方自治教育、政治教育を常日ごろから学校現場も含めてやるようにしていかなければ無理なのです。政治は汚いものと敬遠され、教育の中で扱わないというやり方をしている限りは、若い人はどんどん外れていく。明らかに私はそこに原因があると思います。

私も大学で、もう20年近くそういう話をしていますけれども、学生諸君もろにそういう問題をぶつければ的確に政治への関心、選挙への関心という反応をしてきます。大人の社会からのボールの投げ方が今は間違っている。そのところを抜きにして若い人を含めると投票率が下がるからというのは、これはいただけないのではないかと思います。

外国人に関しては、基本的には国政選挙の場合に、国籍が違う外国人の公権力に関与することについてどうのこうのと、それも今かなり変わろうとしていますけれども、地方自治というのは住民、そこに住んでいる人たちによって行う自治体の行政、まちづくりの行政ですから、定住外国人をいち早く、行政の運営の主体として入れるというのは理論上からも明らかです。

特に、この住民投票条例が自治基本条例に基づいてつくるという、自治基本条例で定められた住民投票条例です。自治基本条例では対象となる市民というのは、明石市に居住している住民、市外の人も含めるのですが、住民投票条例は市外を入れると分母が確定できないから、市内に限るというのはいいのですけれども、市内の中で定住外国人を除外する理由は全くないし、それは自治基本条例に定めた対象となる主権者の定義に反することになる。定住外国人を含めた条例にしないとつじつまが合わなくなるのではないかと思いますので、当然ながら定住外国人も含めた資格を設定すべきだと思っています。

【高原委員】

松本委員がおっしゃったように、私も18歳以上の方が投票に参加していくのが一番よいとは思うのですが、住民投票は投票資格のある人が多く支持して、投票資格の大多数の意見として結果を出すことが理想だと思っているので、そのような意見を述べさせてもらいました。もちろん18歳以上の方がよりこういった市の取り組みに興味持っていたらくような政策を考え、現状の流れを変えていくことが大切だと私も思っております。

【丸谷委員】

私は、住民投票の基本に立ち返ったときに、請求資格とか投票資格というものは、この明石市に居住して本人確認ができる全ての住民にその資格があると思っています。ただ、ゼロ歳とか小学生というと現在の児童福祉法等で特別の保護対象となっていますので、18歳以上が考え方として適切かと思っています。

定住外国人については、最初から意見を申し上げているように、この日本で、母国として育っている人もたくさんおりますので、定住外国人も認めるという方向でお願いできたらと考えております。

【澤田委員】

年齢につきましては、当初から申し上げておりますように、18歳以上に賛成いたします。やはり明石市の将来に重大な影響を及ぼす事項ということになりますと、若い人がこれからものすごく影響を受けるわけです。それだけに、できるだけ若い人を取り入れて、若い人の意見は大事にする必要があると思います。根拠的にどうかという問題はあるかわかりませんが、国民投票法も一応18歳というのは決まったようですし、当然これは将来そうなるということですので、それに合わすという意味からも18歳以上に賛成したいと思います。

それから外国人の問題ですが、これも当初から、幅広く明石に住んでいる、定住しておられる方については、その意見を参考にする必要があるので、18歳以上で定住外国人の方も含めるという意見です。

【久保副会長】

私も、年齢は18歳以上、定住外国人を含めるという意見で変わりはありません。この委員会でも何回も出てきていますけれども、住民投票のプロセスというのは熟慮・熟議のプロセスが大事だというところで、投票に至るまでの過程で地域のことについてより多くの人たちが考えていく、より多くの人たちに考えてもらうよう巻き込んでいく工夫が必要だということも議論してきております。

松本委員から政治教育という話がありましたけれども、自分の生活で忙しい人が多い中で、より地域のことを考えるような、そういう機会になればいいということも含め、市民教育という意味もあると考えております。そういう意味では若者に対しても同じことが言えると思います。将来にわたって重要なことを住民投票の対象とするということもありますので、18歳以上の若者に対する市民教育という意味も含めて、18歳以上とした方がいいということです。

また、市民参画条例で政策提案を18歳以上としているのも同じような意味ではないかと理解をしております。地域の政策については18歳以上で、みんなで考えていこうとのメッセージであろうと捉えております。

定住外国人についても、明石市の自治基本条例でも住民というのは外国人も含むとしておりましますし、住民投票であえて国籍要件で除外するという必要もないだろうと思います。

【木村委員】

国籍要件は、先ほど申し上げたとおりですが、年齢要件については、基本的には丸谷さんがおっしゃったように明石に住んでいる人すべてに権利があると思います。その考えは変わっていません。

もう一つ、私は日ごろからまちづくりについては、人権を中心とした人権のまちづくりをすべきだという考え方を常々持っています、また今、そういう運動をさせてもらっているのですが、そうした点から考えても、できるだけ若い人の声を取り入れて、そして、もちろんその将来に重要な内容を決めるわけですから、年齢は低いほどいいと思います。

しかし、18歳の方が責任を感じているか、自覚しているかということを考えると、ちょっと難しいのですけれども、投票する自覚をみんなが持つて、責任ある投票を考えてくれるのだろうかと考えると、私の思い過ごしかもわかりませんが、危惧があるものですから、成人した20歳の方がいいのではないかと発言させてもらいました。特に20歳以上でないといけないという考えではないので、それだけ申し上げておきたいと思います。

【松本委員】

木村委員の最後におっしゃった、20歳という成人年齢は、今、国の法律を変えようとしているのでしょうか。要するに国の流れとして、しかもそれは世界的な流れとして、20歳というのはもう異例中の異例ですから、成人年齢を18歳に下げるという流れがあるのですから、それが行われてからというのではなくて、それはもう時間の問題なので、今から決める自治体としては先見の明というところできちっとやるべきです。

もう一つは、卵が先か鶏が先かの議論になるのですが、関心を持ったらそういう権利を与えるのか、持てないから与えないのかという話で言えば、権利がないから関心の持ちようがないという方だと思います。

いくら考へても、いくら声を上げても、1つも手段がないということであればダメですよね。特に今、人権のまちづくりということをおっしゃいましたから申し上げますが、まちづくりにおいて、住民の提案とかあるいは協働のまちづくりと言っても、住民が提案したことをどのように行政が取り入れて実現を

図るチャンネルがあるかということを明確にしないと、意見だけ出してもらって聞き置くではだんだん冷めてくる。制度をきちんと整備するというところから始めて、関心持ってきてきちんと対応すべきという教育をしていくというのが、本来の筋ではないかと思います。

【角松会長】

大体今、一通り意見が出そろった段階ですが、お互いに出た意見に対して反論なども、場の空気が悪くなるとか思わず、できるだけやっておいたほうがいいのではないかと思います。

今意見が分かれていって、年齢の問題についても外国人の問題についても最終的に全員一致というのはないかもしれないという見通しも持っておりますが、もう少し議論したいと思います。何かございませんか。

【高原委員】

私は18歳以上とすることに反対しているのではなく、現状では20歳以上の方が好ましいとの意見です。今回初めて住民投票条例をつくっていくに当たって、しっかりした土台となる基礎をつくっていくというのがまず大事だと思っていまして、時代の変化に伴って対応をして、幅を広げていけばいいのではないかという考えが基本的にはあります。

18歳以上の方が、現状、興味を持って、実際に参加していただける方向性が見えているのであれば、18歳以上とし、参加していただくのが好ましいとは思っています。

【角松会長】

今のところ年齢の方にかなり議論が集中していて、外国人の方についても認めるという意見は出ているのですが、逆に消極的な意見等はございませんでしょうか。高原委員は前回、慎重にというご意見だったかと記憶しておりますけれども。

【高原委員】

外国人の方も一緒に、まず基本として含めずにしっかりした土台をつくる。

パブコメのコメントも出てくるかとチェックしていましたが、自分たちの投票資格を欲しいというような意見が全く出ていないということもあって、まずは含めないとする意見です。

【杉本委員】

パブコメに関しては、皆さんに記名されているわけではないですね、無記名の方もいらっしゃるのではないかと思うのですけれども、そのあたりはいかがですか。無記名のものはどれぐらい、皆さん全員が記名されるわけではないでしょう。

【事務局】

記名していただいております。

【杉本委員】

全員ですか。

【事務局】

はい、そうです。

【杉本委員】

わかりました。

【丸谷委員】

もし、定住外国人の方の意見をパブコメとして欲しいと思われるのであれば、このような漢字ばかりの日本語の難しい文章ではパブコメ、意見は、出せないとと思います。きちんと多言語にしてそこに届けるという仕組みをつくらないと定住外国人の人は、こういうことに意見を言うということもできない、しにくく状況にあるということはご理解いただきたいと思います。

【高原委員】

それも含めて、皆さん�が参加していただきやすいように、先に、18歳以上の方、外国人の方が多く参加していただけるような政策を練ることだと思います。

【松本委員】

定住外国人の取り扱いについては、特に阪神・淡路大震災以降、多文化共生という形で積極的な取り組みが各自治体でもされています。明石の場合にも外国人は約2,000人余り、人口の1%弱になります。

この20年間、震災以降、多文化共生の問題がこれだけいろいろなところで、いろいろな議論をされ、取り組まれてきたけれども、明石市で定住外国人の地域における地位を高めるための積極的な取り組みとか、意見を積極的に聞くとかというような施策が行われたことは、全くないとは言いませんが、あまり存じ上げていません。積極性が乏しかったのです。そういう意味合いで言うと、こういう一般的なパブコメをやっているところに外国人が意見を出してないというのは当然かもしれない。

もし定住外国人を対象にして、住民投票に参加したいですか、参加したくなっていますかということをやれば、圧倒的に当然参加したいという意見になるのではないかと思いますので、パブコメに定住外国人の意見がないから関心がないということとは、全く別だろうと思います。

【角松会長】

18歳の問題についても、外国人の問題についても、比較的そういう方の意見を聞くのは望ましいのだけれども、現実にまだ参加度が低いのではないかということからすると、まず投票資格を与えてそれで関心を巻き起こしていくという道をとるのか、それとも今関心が現に低いという状況がある。若い方については比較的低いといえる、外国人に関しては、関心が低いのかそれとも十分に情報が行き渡ってないということもあるのかという点で議論が分かれるところかと思いますが、いずれにせよそのような現状を踏まえて対応すべきか、というあたりが争点だということが、今の議論についての私の理解です。

実は、今日船津委員が欠席されていることを、先ほどからずっと気にしているのですが。

【松本委員】

18歳と外国人、OKですよ。

【角松会長】

(船津委員は)そういうご意見でしたか。

【久保副会長】

今の角松会長のまとめで、そうだなと思ったのですけれども、それ以外の観点として、明石市民がどういう意見の分布なのかということがちょっと気になるところです。資料の42ページの8番の3のところに、昨年行った意見募集では、国籍要件については日本国籍を有する人に限定すべきという意見が57%あったと書かれていますが、そうなのでしょうか。

【事務局】

1年前のパブコメですけれども、そのときは市の案を、20歳以上で日本国籍のみとして提示しており、ご意見も日本国籍を有する者に限る意見が多く、その率は57%で間違はありません。

【久保副会長】

そうしますと、昨年のパブコメと今回の中間報告に対するパブコメとは、意見の分布が異なってきているということですね。

【事務局】

1年前のパブコメにおいて、国籍要件については、市の案を提示して、選択肢から選択して回答いただくという形式でした。今回については、自由にご意見をいただいくという形にしておりますので、そういうところの違いはございます。

【角松会長】

久保副会長がご指摘されましたように、パブコメにどのような意見が出ていたかというのは重要な資料でございますので、ぜひそれも含めて議論していくだければと思います。

【松本委員】

パブコメの41、42ページの意見、市民の意見としてそれを尊重する、しないということを議論する場合に、大事なのは数ではないと思います。ここでは日本国籍に限るべきだというのが11件で、外国人を含めるが21件。3分の1が日本国籍に限ると言っているというような議論にいくと大変なことになる。

この意見の中で、どちらに賛成か、数ではなくて、どのような理由でもってそのような主張をしているのかというところに注目すべきです。その理由が、世の中で通らないと思えるのであれば、その理由に対しては明確に批判をしていって、議論を挑んでいくべきだろう思います。

だから、市民の意見で多数だからとかではなくて、理由をはっきりさせる。そういう意味ではこの委員会での議論も、ぜひ徹底的なディベートをやっていただきたい。このごろの若い人は、小学生から学校でもディベートをやります。ディベートというのは、要するに外国人はダメという人と入れるべきという人がいれば、徹底的に議論を挑み、反論の余地がなくなればギブアップ、降参、同じ意見になりますという形で全員一致に変わっていきます。あるいは多数が、流れが決まっていくのですから、そういう意味で理由を大事にした議論をぜひ

していただきたいというのが 1 点。

もう 1 点は、まとめる形として、先ほど会長から、29 ページの結論を出すに当たっての考え方について 3 点示されました。このことについては異存ないのですが、私は両論併記的な形で委員会が結論を出すということは、委員会の自殺行為だろうと思っています。後は行政にお任せしますということになります。それではいけない。徹底的に議論をしていざれかの意見にまとめる。

ではそれは多数決で決めるかと言えば、多数決で決めるのは反対です。まだ意見が異なるのであれば徹底的に議論をすべきです。議論をした上で少数、どうしてもこれは自分の意見としては変えられないというのであれば、それは尊重しますから記載してもいいですが、委員会としては、全会一致でこういう案で出すということについては同意してもらえますかと、個人の意見とは別に委員会の意見として、こういうふうにまとめることについては同意してもらえますかというところ、この二段階で一致を図るべきです。

そういう意味で、後者で言えば全会一致で、この案で委員会は答申するというまとめ方をぜひしていただきたい。多数意見がこれで、少数意見がこれで、多数決でこうだというやり方をすれば、先ほどの数だけの問題になってしまいますので、ぜひ中身の問題として意味のある答申にまとめていただきたいという要望をしておきます。

【角松会長】

最後の点のみ申しますと、「結論を出す」というのが大前提でございます。両論併記はしないと考えております。松本委員がおっしゃったように議論を重ね、全員が一致の同じ考えになる場合もありますし、今までやってきたあまり意見が分かれなかった論点についてはそうでした。意見が分かれる論点については①や②のような形で尊重しながら、委員会としては全会一致、ただ少数意見もありましたと明記するケースを原則にしたいと考えております。しかし、これは時間的な制約の問題といったしまして、難しければ多数決をとらざるを得ないという考え方でありますので、ご了解をいただければと思います。

【木村委員】

松本さんの意見を聞いていて、何でもそうかもわかりませんが、制度がないから自分たちは対象外だから真剣に考えなくてもいいというようなことが、世の中にはあると思います。そういうことから考えると、基本的には市民全部に投票する権利はあるとの考えを根本的に持っています。

しかしながら、20 歳以上がベターではないかという意見を出したのは、18 歳の高校 3 年生でしっかりした子もたくさんいますけれど、18 歳の方が、私は明石の将来はこうあるべきだからこちらに賛成と、本当にその投票に対して責任を持って、投票してくれるだろうかということを考えたときに、前段申し上げた意見になったのです。

しかし、この問題については、自分には責任がないから関心を持たなくていいということにしてしまうと、これは将来恐ろしいことになる。そういう点から考えると、18 歳から住民投票については投票する権利があるのだ、自分の考えを主張する場があるのだと植えつけておくということも大事なことと思いま

ましたので、考え方を変えて18歳からということにしたいと思います。

【高原委員】

現状、18歳以上20歳未満の方の責任を持った意見を出すということが少ない中で、その方々に興味を持っていただいて投票に参加していただく。それが大事なのですが、そのための教育として何が必要かの意見と、それを進めるための提案があればお聞かせください。

【丸谷委員】

私は、小学校とか、中学校とかから、自分たちは明石の市民の一員で、自分たちでもこの地域のことを考えてできることを行動していくという意識のある地域の子どもたちを育てていくことが大事だと思っています。

もちろん市民活動の中でもそういうことを取り組んでいく必要もあるし、学校教育の中でもぜひそういうことを取り入れるようにしていってほしい。明石ならではの住民投票を考えるようなディベートを小学校6年生は必ずやるのだと、高校生になったら、18歳になったら皆さんこういう権利があるのですよということで、明石市の方が高校に出向いて出前講座をされるとか、18歳になったらこういうことができる若者たちがわくわくするような、そういう仕組みづくりができるといいのではないかと思います。

【高原委員】

入口の段階の投票資格を18歳以上にした場合、その後の成立要件は、皆さんはどういうふうにお考えでしょうか。投票率が随分減ってきてしまって、成立要件で切られてしまう。入口は広くして最終的には絞っていく感じになると思うので、投票率を上げることが重要だと思いますが、投票率が実際下がってしまって成立要件に達しなかった場合はどのようにお考えでしょうか。

【角松会長】

今のことば重要な問題ですね。成立要件は、まだこれから議論していくところで、設けるべきでないという意見もありましたが、設けるほうがいいのではないかという具体的な数字を入れた試案を私としては出させていただいているところです。

成立要件、尊重義務という点ですけれども、20歳未満、定住外国人を除外した上で率に達している場合は尊重するけれども、それを入れたら率に達しない場合は尊重しないというケース、をどう考えるのかという問題でもあるのかと思います。そういうときに、それで一定の率が必要だとして、若者を含めたことで率が低ければ、それはもう尊重義務がないというのは仕方がないのではないかと考えるかどうかというのが、ここでの1つの問題点ではないかと思います。

【松本委員】

成立要件の話は、また成立要件のところで議論するとして、失礼ですが、今高原さんがご指摘になっている、若い人を入れると投票率が下がる、関心が低いのだから署名を集める要件にしても、成立要件にしても足を引っ張るのではないかというご意見ですね。

これは言いかえれば、その論理は、例えば、今選挙権は20歳以上になって

いますが、20代の投票率は圧倒的に低く、60代以上が圧倒的に大きいのです。いわば投票率上げるために20代を切ってしまえという理屈に等しくなりませんか。話がもう逆転している。後先が逆じやないですか。むしろ若い人に對しても、そういう地域の課題・政治に参加することによって国政にも関心を持つていくという、いわば地方自治は、民主主義の学校と言っているのはそういうことです。地域の問題に关心を持たない人が、国政の問題に关心持てるわけがないです。

そういうことから考えれば、自治体は積極的に、若い人にまず民主主義の学校として、地域の課題を考える機会を提供していくという制度をつくるというのが、自治体の義務であり大人の義務だろうと思います。そのことを棚上げしておいて、君たちは关心が低いからまだそれを与えるわけにいかないというのは、錯倒した論理になるのではないかと私は受け取ります。

そういう意味では結果として、そのことが投票率や署名集めるのに、关心が低いから支障になるということがあったとしても、その枠の中で頑張るしかない、対応していくしかない。それは何かというと、先ほどから何回もおっしゃっているように若い人の地域の課題に関する关心を高めるためには何をすべきなのかということだと思います。

先ほど丸谷さんがお答えになりましたけども、私もどうしたらいいかということについて、1点ぜひ申し上げたいことがあります。

環境の問題、とりわけ自然とか野鳥とかという問題というのは、学校の教育の現場は大歓迎して、そういうことを子供たちに教えていくということは、かつては決してそうではなかったですけれども、今は環境教育を積極的に取り入れているのです。だけど、地域課題の教育とか、自治体教育だとかいうことについては、政治を持ち込むことになるという観点で、壁が高いのです。

私たちは市民活動団体として、政策提言市民団体と名乗っています。市民が今一番大事なのは、自治基本条例にあるように市政に対する关心を持って、参画して、協働してやっていく、税金がどのように使われているか予算や財政に关心を持つ。

市も一生懸命关心持ってもらおうと努力されています。だけど、市の財政とか税金の使われ方を今、こんな使い方をしたらいけないということを学校の現場で若い人に教えていくということをやろうとしたら、まだまだ壁があると思います。それは行政批判であるとか、政治的な何とかという形できっと問題になる。ハードルが高いです。これを乗り越えなければ、本当に日本の国民の政治に対する、行政に対する信頼感の回復もできないと思っています。

だからどうすればいいかは、一刻も早く今行政が市民に対して、参画や協働、市の財政の説明をやっているということを、学校現場に対してもやっていく。若い人に対してやっていく、若い人版をつくって説明をしていく。

今回、20歳代の人に、20歳前後の人にアンケートをとったことは、高く評価はできると思います。ただ、意見を真っさらで聞くのではなくて、問題点とかいろいろなことを周知した上で意見を出してもらうという手順を踏まないと、今何もきちんとしたものを持ってないところで、さっと意見を聞くだけで

は、それは誤った結果を導き出しかねないので、一からきちんとした地域課題に関する教育というか、市民教育をやっていく時代に入っていると思っています。

【林委員】

高原さんがおっしゃっているところも、気持ちはよくわかります。18歳以上にしたら投票率下がって全体の評価が落ちるのではないかという、そういう懸念をおっしゃっているのだろうと思うのですけれども、松本さんがおっしゃったことのちょっと上塗りになりますけれども、普通の選挙で投票率を気にするのだったら40代以上でないと。20代だけではなくて、30代もものすごく低いですから。

でも、住民投票の場合は、権利とか義務ではなくて、これは自覚を植えつける制度だというふうに思えば、どの年齢まで自覚を持ってもらうかという制度だと。投票に行くかどうかはまた違う問題で、18歳以上の市民には自覚を持ってほしい、定住外国人の方にも自覚を持ってほしいという制度だというふうに理解すれば、投票率の問題とはまた別の価値判断が働くのではないかと思いながらご意見をお聞きしました。

【高原委員】

投票率だけで言っているのではなく、一つの根拠としてです。結局、住民投票条例というのは、住民の方の意見がこれだけたくさんあるというのを議会に提出するものだと思っています。そのため、やはり大多数の方の意見だということを証明し、投票の結果として重く扱ってもらうというのが私の思うところです。投票率が低いから投票権を与えないととらえるよりも、投票資格者のたくさんの意見として、住民投票をした結果を出したいという意見として、とらえていただきたい。

【木村委員】

私もその辺を危惧していたのです。当然、投票率が下がってくるだろうと。

しかし、それは多くの人に意見を聞いて、結果はそういうことになるかもしれないけれど、そこにいくまでに若者向けに周知活動をすれば、その辺はカバーできるのではないかということから、20歳以上から18歳以上に考えを変えました。

おっしゃることは本当によくわかるのですけれども、手は打てるのではないかという気がします。

【澤田委員】

最初に、このメンバーに入ってほしいと要請を受けたときに、住民投票条例とは難しい話で、条例をつくって、どのようにして投票率を上げるのかがまず問題だと思いました。

いろいろ検討して要件をつくっても、結局、投票権のある人の関心が全然沸かなかつたら、何にもならないわけです。8回も集まって検討しても、それが生きてこない。

だから、普通の選挙のときもそうですけど、どういうやり方で関心を植えつけて、投票参加してもらうか。それぞれの要件については、いろいろな考え方

があって、当然こうあるべきといういい考えが出ると、つくれると思うのですが、投票率というか、投票に対する市民の関心、住民の関心をどのように持つてもらうかということを、もっともっと真剣に、幅広く議論したらどうかと思います。

【角松会長】

かなり議論できたところかと思いますので、できれば今日、方向性を出したいと思っております。29ページのところのまとめの仕方で言えば、この点について、もちろんご意見をいただきたいのですが、少数意見もあった上で多数の意見を採用して全員一致という形で決めるケースということで、ここをまとめられないかと思ったところです。

全体的なまとめ方としましては、18歳以上の若者や外国人も明石市の住民であって、彼等の意見を尊重すべきことについて、この委員会として異論はなかった。しかし、現状の若い人の参加の乏しさ、あるいは中間まとめに対するパブリックコメントの過程での、明らかに外国人と思われる方からの意見と思われるようなものはなかったということを指摘して、そういう人々が十分な意識を持っているのかという点についての懸念もあった。また、これが成立要件に影響するのではないかという意見もあったということだと思います。

他方で、住民投票条例の制度というのは、国の制度ではなく自治体の制度である。また、拘束的なものではなく諮問的なものであるということを考えると、国の制度が変わったからといって違法の問題となるものではない。また、成人年齢については、18歳に下げるという動きも現在進行中であるということ。外国人にとっては、情報が必ずしも行き渡っていない可能性もあるのではないかという指摘もあったということで、若い人や外国人に対して、むしろ関心や自覚を高めていただきたいという希望も込めて、またそのような努力をこれから実施に当たってやっていくことを大前提として、多数意見としては18歳以上、定住外国人を含めるという線でこの委員会の意見としてまとめるということではいかがと思っておりますが、どうでしょうか。

【松本委員】

大筋はそれでいいのですけれど、最後にそういう異論があつて多数としてはこうだというふうにまとめると、何か委員会が割れているような印象を与えます。

先ほどの議論を全部振り返って見てみると、外国人に関しては、基本的には外すべきだという意見はなく、全員一致しています。18歳についても、高原さんが、まだ18歳にはこだわっておられることはよくわかります。しかし、先ほどから何回もおっしゃっているように、それは18歳に下げた場合に、ただできえ若い人のそういう関心とか投票率とかが低いのに、全体の足を引っ張るのではないかという懸念から18歳に躊躇されているのです。ご自分でも、18歳に反対しているわけではないとおっしゃっているのです。

言いかえれば、澤田さんもおっしゃったように、若い人の関心を高めていくというのは、住民投票条例の大きな主題、テーマなのです。そういう意味で言えば私たちは、むしろ市民の行政に対する、まちづくりに対する関心を高める

ことにどのようにこの条例を役立たせるか、そのためにどのような条例をつくるかということを議論していくことが大事だということで、決して高原さんが他の人の意見と対立しているわけではないと私は理解しました。そういう意味では、18歳で決めることについて、まだそこの確証を得られないということで躊躇されているのはよくわかりますけれども、委員会として18歳で決めることについては、何らご異存はないのだろうと私は解釈しますが、いかがですか。

【角松会長】

ちょっとお待ちください。最終的にどのような表現をするかということは、やはり次回以降に詰めることになるだろうと思います。私が先ほどまとめさせていただいたところでは、最初のところで若い人や外国人の意見を住民として尊重すること全体については、異論はないのだということを書いた上で、ある種の方法論の違いがあったという点でまとめることを考えておりましたが、その上で、現時点では高原委員が少数意見として意見が割れたという形で書きたいか、いや、もうそういうことだったら一致でいいということについて、現段階でご意見いただければと思いますが。

【高原委員】

最初にも申し上げたように、よりたくさんの方に参加していただきたい。それは私の基本的に持っている意見です。ですから、繰り返しになりますが、将来的に18歳以上とするのが好ましいとは思いますが、現状としては、先に18歳以上20歳未満の方に参加していただける状況をつくる案をたくさん出し、市で、または教育の場で、政策を実行していただきたい。その上で、18歳としていくのが好ましいのではないかという意見です。

【角松会長】

外国人についてはいかがですか。

【高原委員】

外国人の方にとっては、パブコメはあまり参加できる方法ではなかったという意見もありましたが、外国人の方が、現時点でどれだけ興味を持っていらっしゃるかというのが、パブコメだけではわからないということ。

外国人の方の意見が特にない現状としては、どれだけの方が関心を持っているかも確かではないので、そのあたりは外国人を含まないという意見を強調はしませんが、その点も慎重に進めていくべきだと思います。

【角松会長】

わかりました。そういう意見をいただいたということで、次回に向けてどのようなまとめ方が一番いいのかということをお話させていただければと思います。それでは、この論点はそのようにまとめさせていただければと思います。

それでは、ここで5分間ぐらい休憩をとらせてください。

(休憩)

【角松会長】

それでは再開します。資料6「住民発議に要する署名数の要件」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

84ページの資料6「住民発議に要する署名数の要件」について説明

【角松会長】

これまでこの委員会で最も議論になり、かなり意見が分かれていた論点だと思います。フォーラムを開催したときに20分の1以上という意見も出ていました。それに対しては、その際に上げられた根拠が、常設型というのを十分に踏まえたご意見ではなかったのではないか。その場でも松本委員だったと思いますが、ご指摘があったところかと思います。

ひとまず、この場としましては、4分の1から10分の1ぐらいまでの範囲の意見が出ているということを前提として、議論していただければと思います。

【松本委員】

この問題を考えるときに非常に大事なのは、先ほどフォーラムでよりハードルを下げるべきだ、20分の1ぐらいまで下げるべきだという意見に対して、それはよろしくないということを私は檀上から申し上げた。それはなぜかという話はもうやめますけれども、この署名数の要件を考える上で一番大事なのは、先ほどの議論、市民の市政に対する関心を高めることにこの条例が寄与するかどうか、あるいは関心を遠のかせることに寄与するかということが、大変大事なポイントだと思います。これが1点です。

2点目は、この発議に要する署名数の要件というのは、それで物事を決めるのではないのです。投票の結果ではないのです。投票ではなくて、投票してほしいという、例えば住民投票の対象になる事業の可否、いいか悪いかを決めるための署名数ではなくて、それについての市民の意見を聞いてほしいという手順を提案するための数字なのです。言いかえれば、民意を反映する手続に入っていたいきたいというためにいくらぐらいの署名がいるかということです。

資料に今回初めて出てきました、54ページの資料4の若者の意見という形で、市の職員の今年の採用予定者、成人式実行委員会のメンバーに聞いていただいた。私は、この資料について先ほど少し触れた中で、確かに中間まとめを読んでもらったりしても、なぜそういう意見なのかというところが、あるいは違いはどこにあるのかというところがきちんと伝わっていないままに、いくらがいいかという話を出してもらったら、このような結果になるのだろうなという予想どおりの結果です。

特に54ページの1番で、署名数の要件についての集計結果、数で集計されていますが、一つ一つ理由を、先ほどの外国人を外せというところで申し上げたように、きちんと読んでいくと、それは的外れじゃないですかという、同じようなことが書かれているのです。

この署名数の要件というのは、市民の意見を聞く、そういうプロセスをやってほしい、投票してというのは一種のアンケートで、市民の民意はどこにあるのかということを調べてほしいということをお願いする数字なのです。そうではなくて、まるでそれによって事業の可否が決まるような受け取り方をしてい

る記述が多々あります。そのところの違いを明確にしておかなければいけないのではないかというのが、2点目です。

そのままハードルを高めれば、先ほどの議論、市民の関心は遠のきます。ハードルが高くなつて、なかなか住民投票を行うというところに至らない。せっかく住民投票の制度をつくってもそこへ至らないとなれば、だんだん萎えていきます。常設型住民投票条例はつくったものの、そのことが逆に市民の市政への関心を遠ざけていく結果になる。とにかく1回でも2回でもそういう機会があれば、こういうやり方があるということに気づくわけです。そういう意味では、なかなか手が届きにくい難しい高いハードルにすると、それは自殺行為であるということを申し上げたいです。

もう1点、これは有権者数の何分の1かということですから、88ページに実際に行われた市長選挙での投票率という参考資料がありますが、この数字とのにらめっこなのです。これは平成3年以降のデータが入っており、その後段はダブル選挙です。ダブル選挙というのはどういうことかというと、市長候補者が多いときは4人、市会議員の候補者が36人とか40人ぐらい、それらの候補者が市内を入り乱れて1週間啓発していくわけです。しかもこれはかなり大がかりに啓発をやりますけれども、そういう選挙で市民が投票に行った数です。それも年々下がってきてています。せめて50%を維持するだろうと思ったら、もう50%割って、46%代、47%代まで落ちているのです。これは、阪神間の都市部を見たらもっと下がりつつあります。この日曜日、西宮の市長選挙が単独で行われました。38%です。

明石で単独でやればいくらかというのは、ここにあるとおりで、22%、28%、31%です。これより前、70年代から80年代というのは、ほとんど20%の下です。確か21%とかで兵庫県内のワースト1、ワースト2というのがずっと続いていました。そのときの市長の得票数がいくらかは正確に覚えていませんが、3万ほどだと思います。3万で市長になれるのです。人口は27万か26万くらいだと思いますから、それほど有権者数が大幅に違うわけではないのです。

そういうことから考えると、単独で行った場合の市長の得票数に近いような、あるいはそれを上回る署名を集めてこないと民意の反映の機会を与えないというやり方が、果たして2つ目に言ったハードルの低い、これは市民の意見を反映する非常にいい制度、関心が持てるものかどうかということをぜひお考え願いたい。

選挙の投票率とか選挙の得票との関係で、6分の1という方が大変多い、あるいは4分の1という方が多いですが、そのようにしてしまうと、この条例の本来の趣旨が殺されてしまうのではないかというところをぜひ検討いただきたいと思います。

【久保副会長】

この署名要件を考えるときに、発議であるという松本委員のご指摘のほかに、考慮要素としてはポジティブリストの要件であるといいますか、これだけの票が集まつたら明石市にとって重大な事項であるとみなすという仕組みにすると

いう点と、この署名を集めるプロセスもやはり関心を高める、喚起するプロセスの一部であるということを考えると、私は6分の1と最初の段階では言っていたのですけれど、そういう意味で6分の1と言ったのです。

そういう意味ではやはり、発議要件が低過ぎるのはどうかというような方向にいくと思います。松本委員のご指摘とそのバランスをどう考えるか。6分の1と最初は思いましたが、今ちょっといろいろと揺らいでいるところです。

【角松会長】

低過ぎるのはどうかというのは、6分の1よりもどちらの方に。

【久保副会長】

2つの理由で6分の1と最初は言ったのですが、一方で松本委員がおっしゃるような市長選挙との関係、つまり6分の1というのは17%程度ですが、それだと市長の得票率よりは多分ちょっと高いぐらいかもしれません。当時の投票率が市長選で20%から30%という状況で当選した市長の得票率よりは、ちょっと高い程度かもしれないということを考えますと、6分の1はもしかしたら高いという。

【角松会長】

6分の1だと高過ぎるかもしれないということでよろしいですね。

【久保副会長】

かもしれないということで、その両方のバランスで考えなければいけないと思うので、ちょっと揺れているという意見です。

【角松会長】

わかりました。

【林委員】

僕は、この10分の1以上を推します。1つは、これが法的拘束力を持たないものである限り、できるだけより関心を集められる、あるいはそれが、いい制度ができた、いい条例ができたなといって神棚に祭って、ほこりまみれで終わるのではなくて、何かあったときに使い勝手がいい、使えるという実感のある制度かどうかというのが、恐らく住民が関心を持つかどうかの大きな分かれ目だと思うのです。

その意味で、10分の1という数字は決して乱用を招くような数字でもないし、かといってハードルは高くもないし、どの数字が一番いいのかはよくわかりませんけれども、現実に駅前の活動を拝見していても、あそこまでやられて署名が2万いくらですから、10分の1というのは十分リアリティのある、それなりのハードルで、乱用もしないぎりぎりの数字かなと思っています。

【丸谷委員】

私も、若者の意見のところを見させていただいて、本当に自分が住民発議をするという、我が事として意見を出されたのかなとちょっと疑問に思いました。

私は今、大学院に籍を置いておりまして、公共政策を研究している学生さんたちと、もう少し詳しい情報を伝えてディスカッションしたのですけれども、例えば6分の1とか5分の1であれば、それぐらいたくさんの人人が問題意識を持っていれば当然議会でも取り上げられて、議員さんの方から発議されるよう

なことであるので、住民として発議をするのであれば、できるだけ小さい声を聞くということに意味があるのではないか。どうしても最初の当事者というのは数が少ない。そういう声にまず耳を傾けるきっかけになるのがこの住民投票ではないかという観点から、10分の1で気持ちが決まりつつあります。

【澤田委員】

私は、初めから6分の1を推していますが、根拠や理由はどうかというところです。どの数字が正しいかわからないですが、しょっちゅうやるものでもないし、市民としての伝家の宝刀であるということ。それから、押印はなしと決まり、条件が変わってきた。

10分の1は2万4,000で、それが6分の1になると4万となるわけですが、印鑑を押さなくてもいい、住所と生年月日だけでいいということになると、多少は署名が集めやすくなるとかはないですか。よくわかりませんが、確かに押印という制約を取り払ったら大分違うのではと思いますが、2万4,000を4万に上げるのもどうかという思いもあるのです。

ハードルが低過ぎるのも問題だし、かといって遠く手が届かないのも困るわけなので、ちょっとその辺を考えます。

【木村委員】

私も最初から6分の1ぐらいでと考えています。その根拠については、資料の86ページに論点の考え方がありますが、私はこのとおりだと思います。合併協議会の設置を議会で反対された場合に、住民から協議会設置の是非を問う住民投票の請求は、6分の1以上の数字がないとだめということですから、その最低限度の6分の1という考え方で、この条例についても決めるべきではないかと考えております。

【林委員】

今の木村さんのご意見は、なるほどと思うところもあるのですけれども、合併に際して協議会の設置をするのですね。これで署名数がクリアでき、住民投票が成立すれば、これは強制力が出てきますよね。

【木村委員】

そうですね。

【林委員】

その結果について強制力が出てきますよね。しかし、ここで話をしている事案というのは、法的強制力を持たないわけですよね。尊重義務を課すだけですから、この6分の1と同じ水準で考えていいのかは、ずっとひっかかっているのです。

6分の1か、10分の1かと思うのですが、6分の1よりももう少しハードルを低くしてはと思うのはそこです。尊重義務を課すというのが、強制力があるのと同じ条件でいいのかというところが、なかなか意見がきちんとまとまらないのですが、10分の1が乱用するには少しハードルが高いということで終わっていますけれども。

【木村委員】

私が考えたのは、要するに10分の1に窓口を広げて住民投票を行ったが、

議会で否決されてしまったということになると、何もならないと思うのです。だから、議会でも通るような数字で最初からいくほうがいいのではないかという考えに立って、私は6分の1という数字にさせてもらいました。

もう一つは、特に合併は、本当に市民の関心の高い内容ですから、今後出てくる可能性もあるし、そのようなことを考えると、例えば神戸市に合併しよう、あるいは播磨の二市二町と合併して姫路と同じぐらいの行政をつくろうと合併を考えたときには、私はそれぐらいの数の方々が、よしそれをやろうという意思固めができてやるべきではないのかなというところから、6分の1という数字を出させてもらったのです。

【角松会長】

今、木村委員がおっしゃった議会で否決というのは、10分の1を発議要件とした場合、常設型ですから住民投票を行うことは決まっているけれども、行った結果が議会で尊重されないという可能性が、あまり低いと出てくるのではないかというお考えということですね。

【松本委員】

木村さんのお話は、6分の1にしておかないと、10分の1の条例にしたら、住民投票条例そのものが議会で通らないのと違うかとおっしゃったのではないですか。

【木村委員】

違います。

【角松会長】

住民投票した結果の尊重義務がということですね。

【木村委員】

そうです。

【松本委員】

そうすると、今議論しているのは、住民投票をやるかやらないかという発議の問題ですよね。やった結果が成立要件にかかる話で、やった結果が一定の投票率があつて圧倒的多数の、例えば議会がこれまで推進してきたことと違う結論が出たときに、その段階では、はっきり言えば発議の話はどちらでもいいのです。

一番の問題は、そういう結果が出る可能性があるにもかかわらず、もっと言えば、そういう結果が出ることがわかっているから住民投票したらまずい。おととしはそうだったのです。そういう形で流れて住民投票をやることを否決してしまったのです。

そうではなくて、住民投票というのは、市民はどのように考えているのか、一部の人たちは言っているけれども市民の全体はどうだということの手がかりをつかむ。議会の責任というのは、議員に選ばれたら何でもできるのではなくて、市民の民意を慎重にはかりながら審議して議決するというのが議会の役割です。だから、重大問題について民意を聞かないというのは、私は議会の自殺行為だと思っています。そういう意味で、民意を聞くということの発議にすぎないということが、ここでは大事です。

もう一つ、合併の話をおっしゃいました。平成の大合併で、たくさんの住民投票が行われたのです。しかし確かに一部、例えば上郡町のように住民が署名を集めて住民投票を請求したケースは中にはありますけれど、これは少数です。それを、上郡の場合は議会で否決したのです。50%以上の署名を集めて議会が否決して、それで怒って今度は60%くらいの署名を集めて議会をリコールしたのです。

これは例外で、合併のときの住民投票というのは、大概、市長発議です。あるいは、市長と議会が一体となって住民の意思を聞こうと発議する。市町村が合併するのに、住民の意思も聞かずに勝手に議会の議決だけでやってしまえば、後から問題が起きる。当然、合併の賛否が巻き起こっているわけですから、当然行政の方から発議するというのは当たり前の話です。そのようなときに住民から発議をするというのは、よほど特異なケースだけです。

上郡の場合は、要するに赤穂と合併するか、相生と合併するかでもめていたから、そのようなことになったのですけども、そういう意味で住民が発議をしなければいけないような問題が生じたとき、言いかえれば市民の意見を聞いてくださいよ、議会や市長が考えているのと違いますよということを、では一度聞いてみようということをやるためにハードルが高いということは、これは何を意味しているか。民意は聞かないのだと、民意を聞かなくてもやつたらいいのだということになりかねない。では、自治基本条例の精神はどこにいくのですかという話になって、自己矛盾を起こさないかというのが私の主張です。

【角松会長】

木村委員に議員経験者としてお尋ねしたいのですが、例えば住民投票を行い、投票率が同じだったというときに、発議で署名した人が10分の1だったというときと、6分の1だったというときで、議員の皆様の受け止め方は変わるものですか。

【木村委員】

違うのですよ。

【角松会長】

変わるものだということですね。

【木村委員】

私が言いたいのは、市民の6分の1ぐらいの人が関心を持って、では住民投票をやろうと、僕も私も署名するわという数字が必要ではないのかということです。

【角松会長】

6分の1、10分の1という意見が出ていまして、10分の1を主張される方の根拠としては、これは住民投票をして市民の意見を聞くプロセスをやってほしいという趣旨なのだという、また関心を高める意味があるのだというご意見だったかと思いますが、その場合、コストについてどう考えるのかという問題も出てくるのだろうと思いますけれど、この点はどうですか。5,000万という試算でしたか。

【事務局】

はい、5, 000万です。

【松本委員】

その件について質問ですが、85ページの資料の一番下にコストが、1回の住民投票で6, 000万円と書いてあるのですけれども、これは委員の発言ですね。そういう説明がされているのですけれども、6, 000万円だとしても市民1人で200円程度ではやないかというご意見がありました。

1回の6, 000万円の費用の積算根拠はどういうことか、一度それを説明してもらえませんか。選挙の場合の費用なのか、住民投票という手順に従って必要なものを積算したのか、またその積算根拠の内訳を説明できるのですか、できないのですか。

【事務局】

これは、市長選挙の場合これぐらいかかりますという額でございます。

【松本委員】

選挙の場合は、選挙の公営という形があって、例えば明石市内で四百何十本か掲示板をつくる。あるいは、そこに貼るポスター、これ全部公費ですよね。それ全部選挙費用ですよ。それ以外にも、例えば候補者の宣伝車であったり、さまざまな選挙公営化という形でお金が結構出ていっているのです。だから、私は内訳を知りたいのです。

住民投票をするときに、選挙と同じように市内に何百本もの掲示板をつくって、どうぞそこにみんな貼ってくださいという仕組みを条例の中に盛り込むのかどうかという話もあります。掲示板をつくるというのは、撤去と処分費が結構かかるてくるわけですから。

この6, 000万がひとり歩きしているのです。実際に住民投票をやれば、どの程度の金がかかるのか、どのような金がかかるのかというところを、もう少し試算を出して費用の問題を議論すべきであって、曖昧な費用がひとり歩きする形で議論するのはよくないと思います。

【角松会長】

この問題は、船津委員がいらっしゃらないときに結論を出すべきではないと思いますので、どうしても次回に持ち越すことになりますが、次回までには可能ですか。

【事務局】

はい、確認はさせていただきます。

【久保副会長】

成立要件ともかかわってくるのですが、成立要件を設けるとした場合に、投票したときの投票率あるいは得票率が問われることになる。署名の段階である程度関心を寄せておいて、これだけの人は住民投票に関心があるよという状態にしたほうが、結果的に投票率がその分は確保できるという考え方があり得ませんでしょうか。

逆に、署名があまり集まらない状態で、投票までの期間に情報提供が不十分だった場合に投票率が伸びないということにはならないでしょうか。シミュレーションした場合はどうでしょう。その点について、ご経験から松本委員の感

覚をお聞かせいただければと思うのですが。

【松本委員】

一昨年の場合には、実際には署名は2万2,000弱、無効分を引いて2万とびいくらだったのです。これは、地方自治法に基づく50分の1の直接請求でやりましたが、それと比べれば4.2倍の多さです。

89ページに各地での実績の署名数の事例がいくつか載っています。もっといろいろあると思うのですが、私たちは、あの署名を始めるに際して、署名が8月29日にスタートした時点で、街頭ではっきりと呼びかけて、できれば5万集めよう、少なくとも4万は超そうと豪語しました。ハードルは極めて高いから無理かなと思うけれども、そのぐらいの目標を持ちましょうと街頭でもアピールしたのです。そのときから、それはもうとても無理だということはわかつっていましたが、そのぐらいあれば議会は否決できないだろうという思いがあったのは事実です。

結果は、5万の半分にも至らない、4万の半分は超えたということです。だから、ハードルの高さというのは自覚しています。それは、我々の力が弱かったのかといえば、よその事例から見ても、50分の1の4倍を超えていているというのは決して低くないのです。ある意味ではよくやったと思っています。ただ、先ほど澤田さんがご指摘になったように、押印とか拇指印はいらないという条件の変更でどうなのかということぐらいです。

もう一つは、まだ確定はしていませんが、1か月を2か月に延ばそうという方向で今議論しています。押印が不要となることによって何千も何万も増えるということではないと思います。いろいろ説明すれば、それは嫌やと拒否する人もいますが、圧倒的多数の方は何らかの形で応じてくれる。拇指印を押したとしても誰の拇指印かわからない。その拇指印が警察に流れていくことはないという念押をしてやっていますから、押印がなくなったからといって何千も増えるということは多分ないと思います。

しかし、署名期間が2倍に延びることは、随分と変わらるのだろうと思います。私たちも、本当はしらみ潰しに戸別訪問しようという計画を立てていたのです。だけど、署名集めにかかわるのは、組織的にやらなければなかなかまわってくださいだけでは難しいのです。みんな素人ですから。組織的にやるには時間が足りなかった。もうちょっと時間があれば、もう半月や1か月あれば、それは、3万くらいは当然超えているでしょう。

しかし、4万、5万までいっているかどうかはわかりません。そういう意味では、署名期間の延長というのは大変効果が大きい。ただし、2か月間、準備期間も含めて、本当に何千何百人の人が、あるいは中核部隊で何十人の人が仕事も家庭もほったらかして、それに集中できるエネルギーが続くかどうかということは、これは仕事でやっているのと違いますから、大変難しいですね。

選挙の場合は、政党とか労働組合とか、いわばプロフェッショナルみたいな人がかかわるわけですから、そうではなくて、こういう住民投票の請求用の署名というのは、もちろんそういう組織がかかわればできるかもわかりませが、組織でないような純粋な市民のグループが問題提起をしようと思えば、続くか

なというのがあります。

逆に、2か月に延びたから1か月の倍集まるということでは決してなくて、力量との関係もあって、だんだん集められる量が右肩下がりにならざるを得ないと思っていますので、4万とか、4万8,000でなければ乱発されるとの懸念を出されている方が、パブコメとかでも多く、この委員会でも結構あるのですけれども、乱発できるものならやってくださいよと私は申し上げたい。

2万がひいひい言っているという状態なので、そのようなことをなかなか簡単にやれるわけではない。費用ももちろん何百万かかるわけですから、全額カンパで持ち出してやらなければいけないという、さまざまな条件を考えたときに、5万を一つのハードルに設定すれば、それは大変厳しいものになる。

先ほど、年齢を18歳まで下げるという話になりましたから、分母、分母が増えるのです。だから今、6分の1で4万、5分の1で4万8,000と言いましたが、これがまた増えるわけです。それはなかなか厳しいだろう。開かずの扉になってしまふおそれがあることを私は懸念します。

【高原委員】

検討項目ごとに一つ一つ取り上げていっていますが、バランスとつながりが大事だと思っています。この人数も、2万4,000人とか4万人とか書かれていますが、これは20歳以上の方の人数で書かれていると思いますので、18歳以上とした場合は、人数、分母が上がってきます。

私は、最初は20歳以上で、6分の1以上という意見を出させていただいたのですが、もし18歳以上となると、明石駅前再開発の件での署名数や、市長選挙の投票率を考慮すると、6分の1では実際には難しいと考えています。18歳以上とするのであれば、もう少し緩和るべきだと思います。

【角松会長】

この問題について、船津委員がいらっしゃらない場で結論を出すべきではないと思っていますので、次回に持ち越したいと考えております。その上で、今日新しく出てきた、あるいはこれまで出てきた論点を、私の方で少しまとめさせていただければと思います。

1つ目は、仮に10分の1であっても、乱用とまで言えるような発議が起きることというのは、なかなか想定しがたいのではないか。これは割と皆さん認識が一致したのではないかと思っております。他方で、発議の際の署名数が少な過ぎると住民投票を行っても議会の方で必ずしも尊重されないのでないかという論点も、また新たに出てきたのではないかと思っております。

2つ目には、署名を集めるというのはプロセスとしての意味をどのように評価するかという点も出てきたかと思います。

3つ目には、実際の数として市長選の投票率等を比較していろいろ出てきたわけですが、いくつか変わってくる点としては、18歳以上になるということ、押印なし、2か月の署名期間ということで考えていくということで、若干変わってくる可能性があるのでないかと思っております。18歳以上の場合になると分母も当然変わってきますが、その点の資料についてはお願ひできればと思います。

4つ目に、費用の問題について、内訳をもう少し明らかにしてほしいというご意見が出て、これは事務局にお願いできればと思います。多分、市長選でやっているようなことをそのままやる必要はないだろうと思うのですが、他方で関心を高めるための工夫をいろいろしなければならないという意見も出て、そのほうでまた違った形の費用が出てくる可能性もあるかと思いますので、そういったことも含めて議論すべきではないかと思います。

最後に、合併協議会の場合は6分の1になっているというのは非常に参考になるのではないかというご意見と、そうでもないのではないかというご意見が出ましたので、これも次回、この問題はどう考えるかという点は議論になるのではないかと思っております。

では、次回にこれらの点については十分に議論をしたいと思います。

それでは、次に移ります。資料7「投票成立要件」について、説明をお願いします。

【事務局】

90ページの資料7「投票成立要件」について説明

【角松会長】

今までの議論を踏まえまして、事務局案を出していただいたわけですけれども、まず成立要件については、これは尊重義務を課すための要件であると捉えるということを前提に議論していただければと思います。ただ、尊重の中身はなかなか難しいものがありまして、とにかく1票でも多い方に決めるという意味の尊重なのか、それとも投票の出方も含めて分布を見て尊重するという意味なのかというの、多分見解は分かれるところかと思いますので、その点でもし結論が変わってくるようでしたら、適宜ご議論をいただければと思います。

開票要件については、A案あるいはB案、もちろん「なし」ということも考えられないことはないと思いますが、事務局としては極端に低い場合には開票しないという方向性で提示しています。ただし、A案ですと10%ですからどの案よりも低いということになりますし、B案でも署名数の要件よりも低いということなので、署名はしたけれども投票には行かなかつたという人が出た場合のみ開票しないという考え方だということでご検討いただければと思います。

【松本委員】

この問題を考える上で大事なことを何点か申し上げたい。

1点目は、住民投票条例というのは可能な限りシンプルな、わかりやすいものでなければいけないんだろうと思っています。複雑な仕組み、あるいは複雑な数字の取り扱いというのは、ますます住民にとって理解がしがたいことになる。だから、可能な限りシンプルに努めるというのが私の持論です。

2点目は、ここで言う尊重義務ですね。尊重義務とは一体何なのか。尊重義務というのを数字で、例えば成立要件をつくって何パーセント以上の投票率、あるいは得票率があったら尊重義務だ、それ以外だったらそれがないということを決めるものだろうか。強制性があったり、拘束したりするようなものであれば、当然それは必要になってきますけれども、尊重するのですから。

尊重するのは、誰が尊重するのかといったら、やはり施策を持っている市長

並びにそれを決定する議会が、それをどのように評価するか。民意がどの辺にあるのかということを議論して、それを受け入れるかどうかということを考えるわけです。

そういう観点からいうと、1票でも多い方を多数として、多数だからその多数を尊重しないといけないという議論が成り立つかと言えば、それはノーだと思います。

市町村合併のときに、1票に近い僅差でひっくり返って合併をしないとか、するとかとすると、今度はまた市長選挙、町長選挙をやり直して、逆の結果が出て、三転四転したケースが兵庫県にはありました。そういうことで政策を決めれば混乱のもとです。状況が変わったり、住民投票は2回続けてできないから選挙で決めようと、リコールし選挙をやったりというふうなことを繰り返せば、住民投票そのものが、民意を聞くことそのものが政争の泥沼になりかねない。

それは、やはり本意ではないのではないか。人間を選ぶ選挙の場合には、確かに1票でも勝ちは勝ちとしないと、成立要件なんて決めれば、ずっと延々と選挙を続けていて1年間市長が決まらないこともあるかもわからない。そういうことをしていてはいけないから、とりあえずは決めて、その上で施策を見て判断するというやり方は仕方ないと思います。

政策というのは、非常に長期にわたる政策が多いですから、これを今投票した結果だけで決めないといけないということではないのです。拮抗してしまったら、真っ二つに割れたら、それはやはり議論が足りない。ここでの議論と一緒にです。真っ二つに割れたら、圧倒的多数の意思がどちらにあるかということが明らかにできるまで議論をしたらいいのです。市民だって、今回の投票では1票差だったけれども、もう一度徹底的に議論をして情報を提供してやれば、それが7対3になるかもわからない。その可能性は確実にあるわけです。

住民投票はそういうためのものですから、1票でも多ければ勝ちだという決定をするというのは明らかに間違っているし、それは尊重義務のとり方がゆがんでいるということだと私は思っています。

尊重義務というのは、投票の総数がどうであったかとか、あるいは投票率がどうであったかとか、どういう数の割れ方をしたのかということも総合的に勘案して、ではどういうふうに市民の民意を受け取るべきかが、行政の中で、議会含めて議論されなければいけない。

最終的に決めるのは議会ですから。そういうことをやれないような議会だったらさっさと議会を解散したらいいのですけれども、議会というのは尊重義務の尊重の意味合いを投票結果からきちんとくみ取っていくということが非常に大事だと思っています。これが2点目です。

3点目は、開票の可否、開票するかしないかですが、公金を使って民意を打診しているわけですから、その結果が、非常に投票率が低いと出できたら、その考えはおかしいということがわかるわけです。それを闇から闇に葬ってしまう、開票しないメリットは何なのか、開票するデメリットは何なのかということを考えれば、投票数が少ないからといって開票しないという選択は、よろし

くないのではないか。

投票率が低い結果の開票結果は結果として、それをどう取り扱うかというのはまさしく大人の考えることであって、開票しないとか、いくら以上だったら尊重義務があるというのは、市長や議会の能力を低く評価することになって失礼だと思っています。もっと市長や議会の能力、尊重義務の意味を理解する能力を信用すべきだろうと思います。

【角松会長】

今の松本委員のご意見は、成立要件、開票要件ともに不要である。成立要件については、尊重義務というのは投票率や票の分布も総合的に勘案するものである。開票要件については、公金を使った以上は開票することが原則である。大体そういうご趣旨でよろしいですか。

積極的に設けるべきだという意見はなかなか出てきにくいのは、わからないではないです。確かに尊重義務の内容が、松本委員ご指摘のように必ずしも1票でも多い方に決めるということでなければ、なくても同じではないかという意見はあり得るところですが、義務として課す以上は一定以上の投票率がないと、という気持ちもわかります。それで、こういうふうな原案を提示させていただいているのですけれども。

【松本委員】

逆に質問すると、25%で線引きしたら、24.5%だったらどうするのですか。それは尊重義務がないと切るのですか。そのような線引きをすると、先ほどの1票でも多ければというのと同じような問題が出てきます。そのところを総合的に判断するのは大人の世界であって、それが尊重義務の意味です。

これが拘束するのであれば違ってきますけれど、拘束することは地方自治法上できないことがはっきりしていますから、尊重義務の意味というのはそういうことを言わないといけない。これに従うわけにはいかないということだったら、もう一度議論をし直して、改めて投票をやり直す。同じ問題で住民投票できないということがあっても、市長や議会や発議したらできるわから。

もう一度議論をして、周知をして、もう一度やり直す。半年後、1年後にやり直すということ選択はできるわけです。もう少し知恵を働かせるべきだと思います。

【角松会長】

今、仮に成立要件を設けないと決めると、松本委員がおっしゃったように、尊重義務というのは、1票でも多いものに決めることではないことについてもコンセンサスをとった上で、答申に書き込むこととなります。前回、ご議論いただいたところでは、その点はまだどちらのイメージでいくか、ご意見分かれているところだったと思いますので、もし設けないとするなら、同時に今の点も書き込むことが前提になります。そうでなければ抽象的に尊重義務を課しておいて、その理解もまだ多様であるというふうなことで書く。そのどちらかという選択肢ではないかと思っています。

【久保副会長】

投票結果の捉え方については、私は松本委員と同じで、どちらの意見が多い

かということを多数決として捉えた上で多い方を尊重するというのではなく、例えば得票率24%と23%という状態であると、そういう議論が拮抗している状態なのだというその結果そのものについて尊重する。そういう状態にあるということをきちんと見てくださいという意味なのかと思います。

そうだとしても、尊重義務という言い方は誤解を招くかもしれません、それのある程度のラインを定める意義はどこにあるのかと考えたときに、私はあるのではないかと考えます。政策決定者の、いわゆる大人の判断に委ねるという考え方もあるかと思いますが、お金と時間をかけて住民投票をしたわけなので、政策決定者によって、この得票率では低過ぎるから尊重しなくていいのではないかとか、そういう判断がばらけてしまうのではなく、ある程度目安として、この程度の得票率、投票率であるので、この結果をきちんと見てくださいというメッセージを明確に発することの意義というのはあるのではないかと考えております。そういう意味で、尊重義務を定めたほうがいいのではないかと私は考えました。

【角松会長】

これも、次回に持ち越しにならざるを得ないのではないかと思っておりますが、開票要件については今、松本委員からいらないのではないかという意見が出ました。それに対して事務局の説明としましては、市民の関心が高まらず投票率が極端に低い場合に開票すると混乱を引き起こすという意見を出しているわけですが、この点については委員の皆様はどうお考えでしょうか。

【丸谷委員】

単純に市民の意見として、住民投票した以上は、結果はきちんと知りたいです。こういう要件を設けずに全て結果として、今回の住民投票の結果はこうだったということは、隠されると本当に何かもやもやして何のためにやったのかなとか、投票に行った、行ってないということもすっきりしない気がしますので、明石市民としては単純に知りたいと思います。

【杉本委員】

私も開票しないことのメリットは、事務量が減ることぐらいかと思うので、たとえ不成立になっても、これが民意だと主張する人も現れるなんていう記述もありますけれど、投票率が5%だったとして、これが民意だという人はいるのかどうかという現実的な問題もあると思いますので、これはきちんと開けて、たった何パーセントの人の投票だけれども、こういう結果だったということは知らせるべきではないかと思います。

【角松会長】

それでは、次回に持ち越しますが、次回までに事務局と相談して、再度原案を練り合わせたいと思います。

成立要件については、「なし」という議論。ただし、尊重義務について位置づけを書き込む。

もう一つの案として、25%あるいは3分の1以上という案。この場合には、尊重義務は考え方方が分かれるところであるし、久保副会長のように1票でも多い方でないということで理解しても、この考えが成立し得るものだということ

を前提として、少し選択肢と考え方を整理した上で委員の皆さんにご判断いただくこととしたいと思います。

開票要件については、今のところ必要だという意見はほとんどない状況ではあります。そのことを踏まえた上で「なし」の案と、AかBかどちらかを案として用意して、次回全員そろったところで結論を出したいと考えております。

それでは、次に移ります。資料8「意見表明方法」について、説明をお願いします。

【事務局】

100ページの資料の8「意見表明方法（投票資格者以外の住民の意思の把握）」について説明

【角松会長】

この点ですけれども、先ほど18歳以上、定住外国人を含めるということになつたところで、方向性が割りと定まっているところです。前提としまして、今の要件で言えば、18歳未満の方々であっても意見をくみ上げることは重要である。ただし、それには市民参画条例に定めるさまざまな手法、その他事案に応じて最適な市民参画の手法があるので、別に投票をしていただくようなことはないだろうというのが原案でございますが、よろしいですか。

18歳以上と定住外国人は含める方向性であれば、あまりそういう意見はないだろうと思っています。よろしいですか。

【各委員】

異議なし

【角松会長】

では、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、資料9「投票後の住民投票条例の評価や条例の見直し」について、説明をお願いします。

【事務局】

102ページの資料9「投票後の住民投票条例の評価や条例の見直し」について説明

【角松会長】

この点について前回、不明確との指摘を受けてこのように書き改めたということですが、なお不明確な点あるいはご意見等がございましたらお願いします。

よろしいですか。それでは、この点について方向性に異論があったというわけではないと理解しておりますので、事務局案のとおりとさせていただければと思います。

当初、資料10につきましては、説明だけでもと思っていたのですが、時間が押しておりますので、資料10は次回に回したいと思います。

【会議次第4】 今後のスケジュールについて

【角松会長】

次第の4「今後のスケジュールについて」でございますが、冒頭に申し上げましたように次回でできればと思っていたのですが、ちょっとこのスケジュールだと厳しいかなと思っております。非常に順調に進み、いらなくなつたということもあり得ないではないかもしませんが、差し当たり、もう一回ご議論をいただくための日程の調整をお願いできないかと思っているのですが、その点につきまして事務局からお願いできますでしょうか。

【事務局】

それでは、まず次回については先日日程調整させていただき、6月6日に変更させていただいておりますことをご確認願います。

次に、追加開催についての日程調整をさせていただきたいと思います。

(日程調整)

7月4日金曜日の午前中、7日月曜日の午前中、11日金曜日の午前中については、今のところ本日ご出席の委員の皆さんのご都合はよいということで、本日ご欠席の船津委員さんのご都合をお伺いしまして、いずれかの日で決めさせていただき、決まり次第、委員の皆さんにご連絡させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

また、7月末頃に市長へ答申いただく際には、委員の皆さんのお願いいたしたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

【角松会長】

それでは、委員の皆さんから何かござりますか。特になければ、事務局のほうにマイクをお返しいたします。

【事務局】

特に連絡事項ございませんので、これをもちまして第7回明石市住民投票条例検討委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。